

第5部

資料編

I 県の関係附属機関等

1 設置の状況

名 称	関 係 法 令	設 置 の 趣 旨	備 考
環境審議会	○環境基本法第43条 ○自然環境保全法第51条 ○栃木県環境審議会条例	本県における環境の保全に関する基本的事項、重要事項等を調査審議するために設置する。	○委員は25人以内 ○委員の任期は3年 ○必要に応じ、専門委員及び部会を置くことができる。
公害審査会	○公害紛争処理法第13条 ○栃木県公害紛争処理条例	公害に係る紛争についてあっせん、調停及び仲裁をするために設置する。	○委員は9人以上15人以内（議会の同意） ○委員の任期は3年
環境影響評価技術審査会	栃木県環境影響評価条例第36条	環境影響評価及び事後調査に係る技術的事項を調査審議するため設置する。	○委員は学識経験者15人以内 ○委員の任期は3年
森林審議会	○森林法第68条 ○栃木県森林審議会条例	森林法の施行に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申するために設置する。	○委員は学識経験者15人以内 ○委員の任期は2年 ○保全部会の設置
とちぎの元気な森づくり県民税事業評価委員会	とちぎの元気な森づくり県民税事業評価委員会設置要綱	とちぎの元気な森づくり事業について、透明性、公平性を確保するための評価等を行うために設置する。	○委員は学識経験者等13人以内 ○委員の任期は3年
栃木県プラスチック資源循環推進協議会	栃木県プラスチック資源循環推進協議会設置要綱	県がプラスチックごみに係る適正処理・有効利用促進による資源循環の推進に関する取組みを協議するために設置する。	○委員の任期は3年

2 開催の状況(書面開催の会議については開催月のみ記載)

会 議 名		開 催 日	議 題
環境審議会		R 7 (2025) 8. 1	○会長及び副会長の選出について ○栃木県環境基本計画・栃木県気候変動対策推進計画・栃木県資源循環推進計画の統合について
		R 7 (2025) 9. 17	○栃木県環境基本計画の進捗状況について（報告） ○栃木県環境総合計画（仮称）の骨子案について（協議） ○部会専決事項について ・温泉をゆう出させるための土地の掘削等について
		R 7 (2025) 11. 25	○栃木県環境総合計画（仮称）の素案について（協議）
		R 8 (2026) 2. 12	○栃木県環境総合計画（仮称）の最終案について（協議）
		R 8 (2026) 3. 13	○部会専決事項について ・「令和 8 (2026) 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」の策定に係る公共用水域の測定地点及び測定頻度について
	気候変動部会	R 7 (2025) 9. 2	○栃木県環境基本計画・栃木県気候変動対策推進計画・栃木県資源循環推進計画の統合について（報告事項） ○栃木県環境総合計画（仮称）【気候変動対策関連】の骨子案について ○地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の設定に関する県基準の改定について
		R 7 (2025) 11. 4	○栃木県環境総合計画（仮称）【気候変動対策関連】の素案について
	大気部会		（開催実績なし）
	水質部会	R 8 (2026) 2. 24	○令和 8 （2026） 年度公共用水域の水質測定計画の策定について
	地盤沈下部会		（開催実績なし）
	自然環境部会		（開催実績なし）
	温泉部会	R 7 (2025) 6. 19	○温泉をゆう出させることを目的とする土地の掘削許可申請に対する意見について
	資源循環推進部会	R 7 (2025) 6. 12	○次期栃木県資源循環推進計画の策定について（現状と課題、検討の方向性）
		R 7 (2025) 9. 8	○次期栃木県環境総合計画（仮称）【資源循環対策関連】の骨子案及び具体的な施策案について
		R 7 (2025) 10. 29	○次期栃木県環境総合計画（仮称）【資源循環対策関連】の素案について
		R 8 (2026) 1. 28	○次期栃木県環境総合計画（仮称）【資源循環対策関連】の計画案について
	公害審査会		（開催実績なし）
	調停委員会		（開催実績なし）
環境影響評価技術審査会		R 7 (2025) 6. 3	○（仮称）栃木県芳賀郡茂木町太陽電池発電事業環境影響評価方法書について
		R 7 (2025) 7. 15	○（仮称）栃木県芳賀郡茂木町太陽電池発電事業環境影響評価方法書に係る栃木環境影響評価技術審査会意見（案）について
		R 7 (2025) 9. 29	○（仮称）那須塩原市における産業廃棄物処理施設設置事業（管理型最終処分場）環境影響評価方法書について
		R 7 (2025) 11. 7	○（仮称）那須塩原市における産業廃棄物処理施設設置事業（管理型最終処分場）環境影響評価方法書に係る栃木県環境影響評価技術審査会意見（案）について
		R 8 (2026) 3. 16	○宇都宮市ごみ焼却施設（仮称）新クリーンパーク茂原整備事業環境影響評価方法書について

森林審議会		R 7 (2025) 7. 29 R 7 (2025) 11. 25 R 8 (2026) 3. 10	○会長及び会長代理の選出について ○森林保全部会の部会長及び委員の指名について ○次期那珂川地域森林計画の策定について ○次期とちぎ森林創生ビジョン（仮称）の策定について ○栃木県森林審議会規則の一部改正について ○次期那珂川地域森林計画の策定について ○次期とちぎ森林創生ビジョン（仮称）の策定について ○とちぎ森林創生ビジョンの令和6年度実績について ○栃木県森林審議会森林保全部会の結果について ○「とちぎ森林創生ビジョン（仮称）」の最終案について
	森林保全部会	R 7 (2025) 11. 6	○高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更について ○佐野市閑馬町地内における飯田建材工業株式会社の土石等の採掘を目的とした林地開発計画の変更について ○林地開発許可事案について
とちぎの元気な森づくり県民税事業評価委員会		R 7 (2025) 7. 7 R 7 (2025) 12. 16	○令和6（2024）年度とちぎの元気な森づくり県民税事業の実績等について ○令和6（2024）年度とちぎの元気な森づくり県民税事業評価報告書(案)について
栃木県プラスチック資源循環推進協議会		R 7 (2025) 8. 6	○サーキュラーエコノミー移行に向けた本県の現状及び課題について ○県のプラスチック対策事業について

Ⅱ 環境関係団体等

(令和 8 (2026) 年 4 月 1 日現在)

団 体 名	代表者	所在地	電話	主管課
とちぎの元気な森づくり 県 民 会 議	会 長 須賀 英之	〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20 栃木県環境森林部環境森林政策課内	028 (623) 3185	環 境 森 林 政策課
公益社団法人 とちぎ環境・みどり 推 進 機 構	理事長 大栗 英行	〒321-0974 宇都宮市竹林町1030-2 河内庁舎別館 3 階	028 (643) 6801	環 境 森 林 政策課
栃木県地球温暖化防止 活 動 推 進 セ ン タ ー	センター長 高梨 弘幸	〒329-1198 宇都宮市下岡本町2145-13 (一財) 栃木県環境技術協会内	028 (673) 9101	気 候 変 動 対策課
と ち の 環 境 民 会 議	会 長 鈴木 昇	〒329-1198 宇都宮市下岡本町2145-13 (一財) 栃木県環境技術協会内	028 (671) 0457	気 候 変 動 対策課
一般財団法人 栃 木 県 環 境 技 術 協 会	理事長 横倉 正一	〒329-1198 宇都宮市下岡本町2145-13	028 (673) 9080	環 境 保全課
一般社団法人 栃木県産業環境管理協会	会 長 葛馬 裕行	〒320-0043 宇都宮市桜 4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3 F	028 (625) 3026	環 境 保全課
一般社団法人 栃 木 県 浄 化 槽 協 会	会 長 田島 良久	〒321-0933 宇都宮市築瀬町2390	028 (633) 1650	環 境 保全課
株式会社 日 光 自 然 博 物 館	代表取締役 仁平 康介	〒321-1661 日光市中宮祠2480-1	0288 (55) 0880	自 然 環境課
公益財団法人 栃 木 県 環 境 保 全 公 社	理事長 大竹 久弥	〒320-0043 宇都宮市桜 4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3 F	028 (622) 7654	資 源 循 環 推進課
公益社団法人 栃木県産業資源循環協会	会 長 菊池 清二	〒320-0043 宇都宮市桜 4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3 F	028 (612) 8016	資 源 循 環 推進課

Ⅲ 令和 7（2025）年度における環境分野の主な動き

※ ○印は、国における動向を意味する。

年 月	事 項
令和 7（2025）年	
4 月	栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の施行
6 月	○環境影響評価法の一部を改正する法律の公布（①アセス図書の継続公開、②建替事業を対象としたアセス手続の見直し）（①令和 8（2026）年 4 月 1 日施行、②令和 9（2027）年 6 月までに施行）
8 月	那珂川町北沢地区の不法投棄物撤去完了
11 月	○資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の本格施行
12 月	栃木県環境影響評価条例の一部改正の公布（アセス図書の継続公開）（令和 8（2026）年 4 月 1 日施行）
令和 8（2026）年	
2 月	○気候変動適応法に基づく第 3 次気候変動影響評価報告書の公表
3 月	那珂川町北沢地区不法投棄地の復旧工事完了 栃木県環境総合計画の策定※ ※栃木県環境基本計画、栃木県気候変動対策推進計画、栃木県資源循環推進計画を統合、地球温暖化対策推進法に基づく促進区域の設定に関する県基準の改定 とちぎ森林創生ビジョンの策定

IV データ集

1 第3部 第1章関連

○表3-1-1 オゾン層破壊係数・地球温暖化係数

項 目	オゾン層破壊係数 (CFC11のオゾン層破壊効果を1とする)	地球温暖化係数 (CO ₂ の地球温暖化効果を1とする)
C F C	0.6 ～ 1.0	4,660 ～ 13,900
H C F C	0.005 ～ 0.52	79 ～ 3,260
H F C	0	14 ～ 12,400

2 第3部 第2章関連

○表3-2-1 本県のエネルギー代金の県外流出額

	H25 (2013) 【基準年】	R2 (2020) 【現 況】
エネルギー代金の 県外流出額 (億円)	4,114	1,342 (H25(2013)年度比-67.4%)

3 第3部 第3章関連

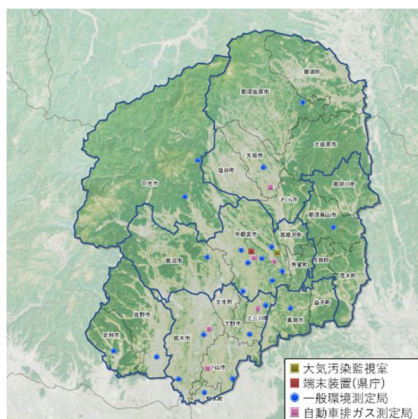
○表3-3-1 大気汚染に係る環境基準

物 質	環 境 上 の 条 件	備 考
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
光化学オキシダント	オゾンとして、8時間値が0.07ppm以下であり、かつ、日最高8時間値の1年平均値が0.04ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	

○表 3－3－2 大気汚染に係る指針値等

物 質	環 境 上 の 条 件	備 考
炭化水素	午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値が 0.20ppmC から 0.31ppmC までの範囲内又はそれ以下であること	濃 度 指 針
アクリロニトリル	1 年平均値が $2 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること	指針値
アセトアルデヒド	1 年平均値が $120 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	
塩化ビニルモノマー	1 年平均値が $10 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること	
塩化メチル	1 年平均値が $94 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	
クロロホルム	1 年平均値が $18 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること	
1, 2-ジクロロエタン	1 年平均値が $1.6 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること	
水銀及びその化合物	1 年平均値が $40\text{ngHg}/\text{m}^3$ 以下であること	
ニッケル化合物	1 年平均値が $25\text{ngNi}/\text{m}^3$ 以下であること	
ヒ素及びその化合物	1 年平均値が $6\text{ngAs}/\text{m}^3$ 以下であること	
1, 3-ブタジエン	1 年平均値が $2.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること	
マンガン及びその化合物	1 年平均値が $140\text{ngMn}/\text{m}^3$ 以下であること	

○図 3－3－1 大気汚染常時監視網 （令和 8（2026）年 3 月 31 日現在）



（注） 図中の太線は、光化学スモッグ注意報発令区分を表す。

○表 3-3-3 大気汚染監視体制（令和 8（2026）年 3 月 31 日現在）

測定項目 市町 (測定局)	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	炭化水素	風向・風速	温度・湿度
栃木県設置の一般環境測定局									
足利市		○		○	○	○	○	○	
栃木市（栃木）		○		○	○	○		○	○
栃木市（藤岡）		○		○			○	○	
佐野市	○	○		○	○	○	○	○	
鹿沼市		○		○	○	○	○	○	
日光市（今市）	○	○		○	○	○	○	○	
日光市（藤原）				○				○	
小山市	○	○		○	○	○	○	○	
真岡市	○	○		○	○	○	○	○	
矢板市		○		○	○	○		○	○
那須塩原市	○	○		○	○	○	○	○	
那須烏山市		○		○	○	○		○	
下野市				○			○	○	
上三川町				○	○			○	
野木町				○				○	
小計	5	11	0	15	11	10	9	15	2

測定項目 市町 (測定局)	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	炭化水素	風向・風速	温度・湿度
栃木県設置の自動車排出ガス測定局									
栃木市		○			○				
小山市		○	○		○	○			
矢板市		○	○		○				
上三川町		○	○		○				
小計	0	4	3	0	4	1	0	0	0

宇都宮市設置の一般環境測定局									
中央	○	○		○	○		○	○	○
泉ヶ丘小学校					○			○	
雀宮中学校	○	○		○	○	○	○	○	
瑞穂野北小学校					○			○	
細谷小学校					○			○	
清原		○		○	○			○	
河内		○		○	○			○	
小計	2	4	0	4	7	1	2	7	1

宇都宮市設置の自動車排出ガス測定局									
大通り		○			○				
平出		○	○		○	○			
小計	0	2	1	0	2	1	0	0	0
県内合計	7	21	4	19	24	13	11	22	3

○表 3-3-6 光化学スモッグ発令地域区分（令和 8（2026）年 3 月 31 日現在）

地域名	市町数	市町名
県中央部	2 市 2 町	宇都宮市、鹿沼市、芳賀町、高根沢町
県南部	3 市 3 町	栃木市、小山市、下野市、上三川町、壬生町、野木町
県南西部	2 市	足利市、佐野市
県南東部	1 市 1 町	真岡市、益子町
県北東部	4 市 2 町	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、塩谷町、那須町
県北西部	1 市	日光市
県東部	1 市 3 町	那須烏山市、茂木町、市貝町、那珂川町

○表 3-3-7 光化学スモッグ緊急時の発令及び解除の基準

区 分	発 令 の 基 準	解 除 の 基 準
	一の測定地点において、オキシダント測定値が下記の基準値以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。	発令地域内の測定地点において、オキシダント測定値が下記の基準値未満になり、かつ、気象条件からみてその状態が悪化するおそれなくなったと認められるとき。
注 意 報		0.12ppm
警 報		0.24ppm
重大緊急報		0.40ppm

○表 3-3-8 注意喚起のための判断基準と行動の目安

日平均値	判 断 基 準	行 動 の 目 安
70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超	一般環境測定局で、午前 5～7 時の毎正時の 1 時間値の平均値が 1 局でも 85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合、若しくは午前 5～12 時の毎正時の 1 時間値の平均値が 1 局でも 80 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合。	・不要不急の外出を控える。 ・屋外での長時間の激しい運動を控える。 ・屋内においても換気や窓の開閉を必要最小限にする。 ・呼吸器系や循環器系疾患のある者、子ども、高齢者等は、より慎重に行動する。

○表 3-3-9 ばい煙関係施設等届出状況（令和 8（2026）年 3 月 31 日現在）

① 大気汚染防止法

ばい煙発生施設	施 設 数 （件）		
	県	宇都宮市	計
ボ イ ラ ー	2,286	615	2,901
溶 解 炉	116	4	120
金 属 加 熱 炉	114	17	131
焼成炉及び熔融炉	28	0	28
乾 燥 炉	122	19	141
廃棄物焼却炉	83	12	95
その他の産業炉	306	224	530
施設合計	3,055	891	3,946
届出工場・事業場数	1,218	361	1,579

② 栃木県生活環境の保全等に関する条例

ばい煙に係る 特定施設	施 設 数 （件）		
	県	宇都宮市	計
亜鉛又はアルミニウムの第二次精錬の用に供する溶解炉	26	0	26
金属製品の製造の用に供する表面処理施設及び酸洗施設	3	0	3
そ の 他	1	0	1
施設合計	30	0	30
届出工場・事業場数	10	0	10

○表 3-3-10 揮発性有機化合物（VOC）排出施設届出状況（令和 8（2026）年 3 月 31 日現在）

① 大気汚染防止法

VOC 排出施設	施 設 数（件）		
	県	宇都宮市	計
VOC 溶剤使用化学製品の製造の用に供する乾燥施設	3	0	3
吹 付 塗 装 施 設	22	1	23
塗 装 の 用 に 供 す る 乾 燥 施 設	18	2	20
粘着テープ等の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	26	13	39
接 着 の 用 に 供 す る 乾 燥 施 設	7	0	7
オフセット輪転印刷の用に供する乾燥施設	2	0	2
グラビア印刷の用に供する乾燥施設	2	0	2
工業の用に供する VOC による洗浄施設	12	0	12
V O C の 貯 蔵 タ ン ク	0	0	0
施設合計	92	16	108
届出工場・事業場数	33	6	39

○表 3-3-11 粉じん関係施設等届出状況（令和 8（2026）年 3 月 31 日現在）

① 大気汚染防止法（一般粉じん）

一 般 粉 じ ん	施 設 数（件）		
	県	宇都宮市	計
発 生 施 設			
コークス炉	0	0	0
堆 積 場	403	50	453
コ ン ベ ア	983	7	990
破碎機・摩砕機	364	1	365
ふ る い	194	1	195
施設合計	1,944	59	2,003
届出工場・事業場数	384	47	431

② 大気汚染防止法（特定粉じん排出等作業届件数）

年 度	作 業 件 数		
	県	宇都宮市	計
R 1 (2019)	81	42	123
R 2 (2020)	102	57	159
R 3 (2021)	40	12	52
R 4 (2022)	61	14	75
R 5 (2023)	44	12	56
R 6 (2024)	57	15	72
R 7 (2025)	36	19	55

③ 栃木県生活環境の保全等に関する条例

粉 じ ん に 係 る 特 定 施 設	施 設 数（件）		
	県	宇都宮市	計
飼料又は有機肥料の用に供する粉碎施設及びふるい	1	0	1
窯業土石又は鉱物の用に供する施設	313	9	322
活性炭又は炭素製品の用に供する施設	5	0	5
施設合計	319	9	328
届出工場・事業場数	148	6	154

○表 3－3－12 水銀排出施設届出状況（令和 8（2026）年 3 月 31 日現在）

① 大気汚染防止法

水銀排出施設	施 設 数（件）		
	県	宇都宮市	計
小 型 石 炭 混 焼 ボ イ ラ ー	0	1	1
石 炭 燃 焼 ボ イ ラ ー	0	0	0
一 次 施 設（銅 又 は 工 業 金）	0	0	0
一 次 施 設（鉛 又 は 亜 鉛）	0	0	0
二 次 施 設（銅、鉛 又 は 亜 鉛）	1	3	4
二 次 施 設（工 業 金）	0	0	0
セメントの製造の用に供する焼成炉	1	0	1
廃 棄 物 焼 却 炉	59	12	71
水 銀 含 有 汚 泥 等 の 焼 却 炉 等	0	0	0
施設合計	61	16	77
届出工場・事業場数	35	8	43

○表 3－3－16 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
六価クロム	0.02mg/ℓ以下	チウラム	0.006mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下	シマジン	0.003mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
P C B	検出されないこと	セレン	0.01mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	ふっ素	0.8mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	ほう素	1mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下		

○表 3－3－17 生活環境の保全に関する環境基準

類型	河川に係る基準値					湖沼に係る基準値				
	水素イオン濃度 (p H)	生物化学的酸素要求量 (B O D)	浮遊物質 (S S)	溶存酸素量 (D O)	大腸菌数	水素イオン濃度 (p H)	化学的酸素要求量 (C O D)	浮遊物質 (S S)	溶存酸素量 (D O)	大腸菌数
A A	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	20 CFU/ 100mℓ以下	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	1mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	20 CFU/ 100mℓ以下
A	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	300 CFU/ 100mℓ以下	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	300 CFU/ 100mℓ以下
B	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	1,000 CFU/ 100mℓ以下	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	15mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
C	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/ℓ 以上	—
D	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—					
E	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/ℓ 以上	—					

類 型	河川及び湖沼に係る基準値			類 型	湖沼に係る基準値	
	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩		全窒素	全りん
生物 A	0.03mg/ℓ以下	0.001 mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	I	0.1mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ以下
生物特 A	0.03mg/ℓ以下	0.0006mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	II	0.2mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下
生物 B	0.03mg/ℓ以下	0.002 mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下	III	0.4mg/ℓ以下	0.03 mg/ℓ以下
生物特 B	0.03mg/ℓ以下	0.002 mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下	IV	0.6mg/ℓ以下	0.05 mg/ℓ以下
				V	1 mg/ℓ以下	0.1 mg/ℓ以下

類 型	湖沼に係る基準値
	底層溶存酸素量 (底層 D O)
生物 1	4.0mg/ℓ以上
生物 2	3.0mg/ℓ以上
生物 3	2.0mg/ℓ以上

○表 3－3－18 環境基準類型指定状況 (令和 7 (2025) 年度末)

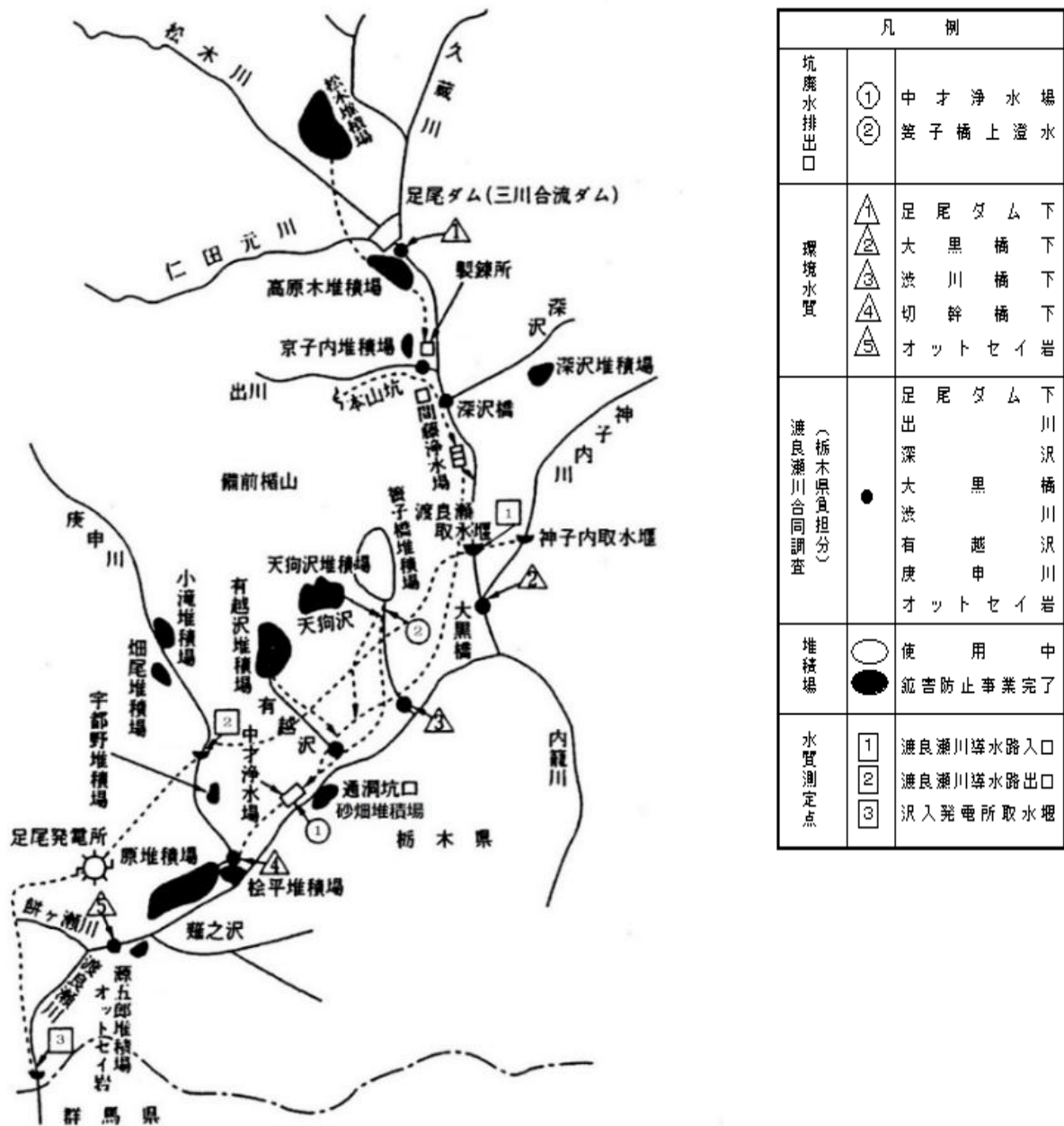
区 分		河川・湖沼数	水域数	類 型 別 水 域 数 内 訳									環境基準 点 数
				A A	A	B	C	D	E	I	II	III	
河川	那珂川水系	14	15	2	13								16
	鬼怒川・小貝川水系	16	20	4	11	3	2						21
	渡良瀬川水系	19	30	2	13	10	3	2					29
	小 計	49	65	8	37	13	5	2					66
湖 沼		6	6	2	4					1	3	2	6
合 計		55	71	10	41	13	5	2		1	3	2	72

- (注) 1 渡良瀬川上流水域について、水域数には計上しているが、環境基準点「高津戸」(群馬県)は地点数に含まず、本白書中では補助点である「沢入発電所渡良瀬川取水堰」により環境基準達成状況を評価している。
- 2 類型のうち、I～Ⅲについては窒素及びりんに係る類型を示す。
- 3 押川(久慈川水系)は那珂川水系に、西仁連川(利根川に直接流入する)は渡良瀬川水系に含む。

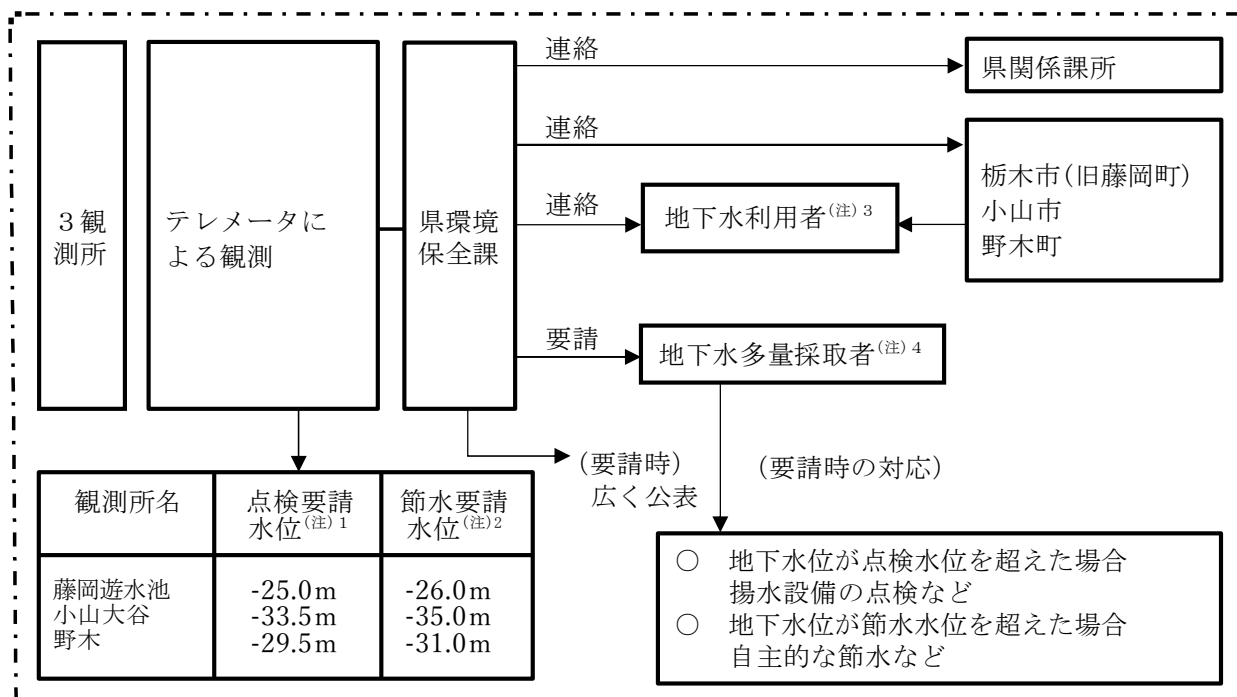
○表 3－3－19 水生生物の保全に係る環境基準類型指定状況（令和 7（2025）年度末）

区 分		河川・湖沼数	水域数	類 型 別 水 域 数 内 訳				環境基準 点数
				生物 A	生物 B	生物特 A	生物特 B	
河川	那珂川水系	14	15	13	2			15
	鬼怒川・小貝川水	16	17	9	8			17
	渡良瀬川水系	18	25	10	15			25
	小 計	48	57	32	25			57
湖 沼		5	5	5				5
合 計		53	62	37	25			62

○図 3－3－15 渡良瀬川上流平面図（鉾山地域）



○図 3－3－17 節水要請等のフロー（概要）



(注) 1 約 1 週間後に節水要請水位になるおそれがあり、注意を要する地下水位

(注) 2 この数値を超えて地下水位が低下するとき急激に地盤沈下するおそれがあるため警戒を要する地下水位

(注) 3 地下水多量採取者を除く地下水採取者（栃木市・小山市・野木町地盤沈下防止連絡協議会の構成員）

(注) 4 特別指定地域において揚水機の吐出口の断面積が45cm²を超える揚水施設の設置者

○表 3－3－36 騒音に係る環境基準

地域の 類型	地域の区分	基 準 値		該 当 地 域 (都市計画法に定める用途地域)
		昼 間 6:00～22:00	夜 間 22:00～6:00	
A	道路に面しない地域	55デシベル以下	45デシベル以下	第一種低層、第二種低層、第一種中高層及び第二種中高層の各住居専用地域並びに田園住居地域
	道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下	
B	道路に面しない地域	55デシベル以下	45デシベル以下	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
	道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下	
C	道路に面しない地域	60デシベル以下	50デシベル以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び用途地域の定めのない地域
	道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下	
道路に面する地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間（注）		70デシベル以下	65デシベル以下	※道路端からの距離 2車線以下の道路：15m以内 2車線を超える道路：20m以内

(注) 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、自動車専用道路、一般国道、県道及び4車線以上の市町道。

工業専用地域には、類型を当てはめていない。

○表 3-3-37 新幹線騒音に係る環境基準

地域の 類型	基準値	指定地域	
		(都市計画法に定める用途地域)	区域
I	70デシベル以下	第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、 第一種住居地域、第二種住居地域、 準住居地域、田園住居地域、 用途地域の定めのない地域	軌道中心線から300m以内の区域 ※工業専用地域、河川の地域、 トンネル出入口から中央部方 向へ150m以上の区域等は除外
II	75デシベル以下	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域	

○表 3-3-38 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値（時間帯補正等価騒音レベル）
I	57デシベル以下
II	62デシベル以下

○表 3-3-46 中間処理施設の設置状況（令和 8（2026）年 4 月 1 日現在）

	事業者		処理業者		合計	
	施設数	処理能力(t/日)	施設数	処理能力(t/日)	施設数	処理能力(t/日)
焼却	6	107	18	1,203	24	1,310
溶融・焼成	-	-	8	3,924	8	3,924
脱水・乾燥	3	395	13	1,041	16	1,436
油水分離・ろ過	1	32	6	959	7	991
中和	-	-	8	1,565	8	1,565
破碎・切断	10	2,083	252	78,695	262	80,778
堆肥化	-	-	17	1,771	17	1,771
固形化	-	-	12	2,382	12	2,382
圧縮・減容	1	19	44	4,558	45	4,577
その他	-	-	52	9,154	52	9,154
合 計	21	2,636	430	105,252	451	107,888

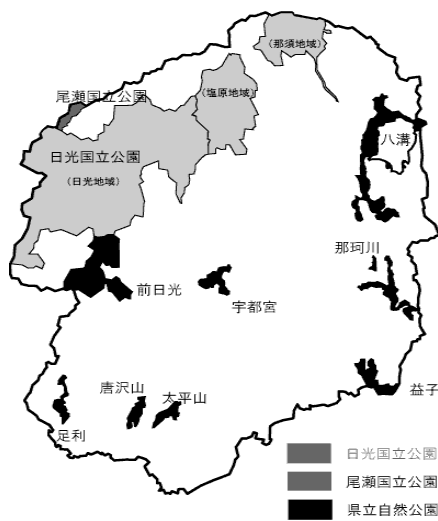
- （注） 1 事業者の施設数は廃棄物処理法の許可対象施設の数であり、処理業者の施設数は許可対象外の施設を含む。
2 処理能力は各項目で四捨五入しているため、合計と内訳が一致しないことがある。
3 宇都宮市が所管する施設を含む。

○表 3-3-53 自動車リサイクル法関連業者の登録・許可状況（令和 7（2025）年度末）

種類	登録		許可		
	引取業	フロン類 回収業	解体業	破碎業 (破碎前処理のみ)	破碎業 (破碎工程を含む)
栃木県 (宇都宮市を除く)	209	106	75	11	5
宇都宮市	79	38	15	0	1

4 第3部 第4章関連

○図3-4-1 自然公園の現況（令和7（2025）年度末）



（単位：ha）

（注）日光、尾瀬国立公園の面積は本県分のみを計上した。

公園名	特別保護地区	特別地域	普通地域	計
国立公園				
日光	1,015	47,854	54,765	103,634
尾瀬		1,147		1,147
小計	1,015	49,001	54,765	104,781
県立自然公園				
益子		581	1,555	2,136
太平山		297	782	1,079
唐沢山		433	910	1,343
前日光		1,756	9,226	10,982
足利		440	880	1,320
宇都宮		76	1,807	1,883
那珂川		977	2,025	3,002
八溝		1,131	5,787	6,918
小計		5,691	22,972	28,663
合計	1,015	54,692	77,737	133,444

○表3-4-1 自然環境保全地域等指定状況（令和7（2025）年度末）

種別	箇所数	面積(ha)
国指定自然環境保全地域	1	545
県指定自然環境保全地域	29	4,737
緑地環境保全地域	14	138
合計	44	5,420

○図 3－4－2 自然環境保全地域等位置図（令和 7（2025）年度末）

国指定自然環境保全地域

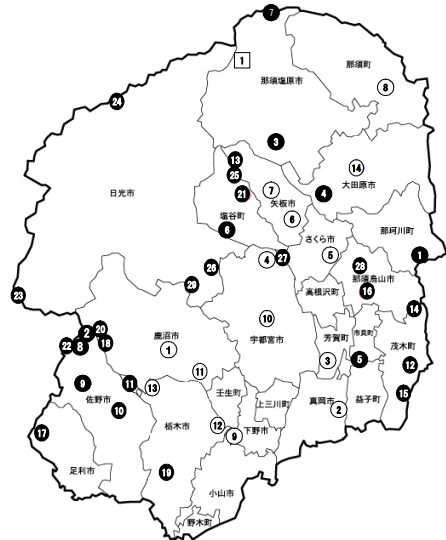
番号	地域名	所在地	面積 (ha)
1	大佐飛山	那須塩原市	545.00

県指定自然環境保全地域

番号	地域名	所在地	面積 (ha)
1	鷺子山	那珂川町	24.70
2	氷室	佐野市	773.10
3	箒根	那須塩原市	6.20
4	親園	大田原市	184.90
5	多田羅沼	市貝町	24.00
6	佐貫観音	塩谷町	19.73
7	七千山	那須塩原市	691.90
8	作原	佐野市	1,278.51
9	栃久保	佐野市	94.97
10	長谷場	佐野市	42.17
11	出流山	栃木市	58.59
12	鮎田	茂木町	16.27
13	東高原	矢板市	107.28
14	松倉山	茂木町・那須烏山市	15.12
15	焼森山	茂木町	74.91
16	小塙	那須烏山市	5.00
17	石尊山	足利市	34.71
18	与洲	鹿沼市	173.37
19	岩舟山	栃木市	7.35
20	尾出山	鹿沼市	37.04
21	南高原	塩谷町	1.60
22	根本沢	佐野市	61.57
23	袈裟丸山	日光市	204.21
24	湯西川	日光市	589.00
25	尚仁沢	矢板市・塩谷町	138.00
26	弁天沼	日光市	7.99
27	鬼怒川中流域	宇都宮市・さくら市	54.00
28	下川井	那須烏山市	10.40
29	小代	日光市	0.02
計			4,736.61

県指定緑地環境保全地域

番号	地域名	所在地	面積 (ha)
1	粟野	鹿沼市	32.06
2	根本山	真岡市	35.08
3	常珍寺	芳賀町	4.18
4	羽黒山	宇都宮市	30.06
5	喜連川	さくら市	1.76
6	木幡	矢板市	2.27
7	寺山	矢板市	3.12
8	芦野	那須町	8.19
9	国分寺	下野市	2.04
10	長岡	宇都宮市	3.85
11	医王寺	鹿沼市	5.09
12	惣社	栃木市	4.66
13	星野	栃木市	2.63
14	金丸	大田原市	2.79
計			137.78



○表 3－4－2 鳥獣保護区等の指定状況（令和 7（2025）年度末）

区 分	箇所数	面積 (ha)	備 考
鳥 獣 保 護 区	106	72,887	うち特別保護地区 17箇所 6,293ha
狩猟鳥獣（シカ・イノシシを除く）捕獲禁止区域	12	17,664	
計	118	90,551	

○表 3-4-3 第4次栃木県版レッドリスト掲載種の 카테고리別集計表 動物・植物・菌類(種)

カテゴリー		絶滅	絶滅危惧Ⅰ類 Aランク	絶滅危惧Ⅱ類 Bランク	準絶滅危惧 Cランク	絶滅危惧種 A～Cの計	情報不足	絶滅のおそれ のある地域個 体群	要注目	計
維管束植物	シダ植物		8	10	9	27	2		8	37
	種子植物	24	124	152	136	412	12	5	33	486
	計	24	132	162	145	439	14	5	41	523
苔類			4	13	8	25	27		2	54
藻類			23	3	2	28	1		6	35
地衣類			27	11	34	72		5		77
菌類				5	8	13	7		25	45
変形菌類		2				0	7		4	13
哺乳類		2	2	5	4	11	6		11	30
鳥類			20	13	31	64			1	65
爬虫類				1	2	3	1		6	10
両生類			1	3	5	9			5	14
魚類			6	6	2	14	2		4	20
甲殻類					1	1			4	5
貝類	淡水産貝類		5	1		6			3	9
	陸産貝類		5	10	10	25	6		7	38
	計	0	10	11	10	31	6	0	10	47
昆虫		12	77	81	172	330	54		173	569
土壌動物			1	1	3	5	18		25	48
計		40	303	315	427	1,045	143	10	317	1,555

○表 3-4-6 ミヤコタナゴに関連する法令等による指定状況

法令等の名称	指定内容	指定年月日	備考
自然環境の保全及び緑化に関する条例	自然環境保全地域	昭和48(1973)年8月	親園
文化財保護法	天然記念物	昭和49(1974)年6月	
種の保存法	国内希少野生動植物種	平成6(1994)年3月	
	国内希少野生動植物種 生息地保護区	平成6(1994)年12月	羽田
国版レッドリスト	絶滅危惧ⅠA類		
県版レッドデータブック	絶滅危惧Ⅰ類(Aランク)		

○図 3-4-14 栃木県の森林計画区



○図 3－4－15 森林計画区と計画期間

計画区名	R元 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032
那珂川														
鬼怒川														
渡良瀬川														

○表 3－4－17 都市公園整備状況（令和 6（2024）年 3 月末）

種 類			箇 所 数	面 積(ha)	種 類	箇 所 数	面 積(ha)
基 幹 公 園	住 宅 基 幹 公 園	街 区 公 園	1,885	258.92	特 殊 公 園	16	120.42
		近 隣 公 園	136	219.19	広 域 公 園	4	374.40
		地 区 公 園	68	354.12	緩 衝 緑 地	14	42.37
		小 計	2,089	832.23	都 市 緑 地	107	264.04
	都 市 基 幹 公 園	総 合 公 園	28	389.99	広 場 公 園	8	1.15
		運 動 公 園	35	820.23	緑 道	10	2.00
		小 計	63	1,210.22	合 計	2,311	2,846.85

○表 3－4－23 本県の第二種特定鳥獣管理計画

計画の名称	計画期間	対象市町数
栃木県ニホンジカ管理計画（七期計画）	令和 6（2024）年 4 月 1 日～ 令和 12（2030）年 3 月 31 日	25 市町
栃木県イノシシ管理計画（五期計画）	令和 6（2024）年 4 月 1 日～ 令和 12（2030）年 3 月 31 日	25 市町
栃木県ツキノワグマ管理計画（五期計画）	令和 7（2025）年 4 月 1 日～ 令和 12（2030）年 3 月 31 日	9 市町
栃木県ニホンザル管理計画（五期計画）	令和 4（2022）年 4 月 1 日～ 令和 9（2027）年 3 月 31 日	9 市町

5 第3部 第5章関連

○表3-5-1 県内の産業団地等におけるリサイクル施設の立地件数

(令和8(2026)年4月1日現在)

廃棄物 処理法	容器包装 リサイクル法	家電 リサイクル法	自動車 リサイクル法	小型家電 リサイクル法	食品 リサイクル法	延べ施設数 〔実施施設数〕
103	1	2	7	2	0	115〔82〕

○表3-5-3 エコキーパー事業所認定数

年 度	H30 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)
認 定 数	140	132	143	163	186	198	195	201

○表3-5-7 とちぎの元気な森づくりサポートサイト掲載項目等

項 目	内 容
森づくり活動報告	とちぎ森づくりサポーターが実施した森づくり活動についての報告
サポーター活動の募集・紹介	とちぎ森づくりサポーターを活用したい森づくり団体等の募集、活動の紹介
情報誌掲載	とちぎ森づくりサポーター情報誌「とちぎ森づくりレポート」を掲載
機材等の貸出情報	森づくり活動のための貸出機材等の紹介

○表3-5-8 県ホームページ「とちぎの青空」掲載項目

項 目	内 容
空間放射線量率・ 大気汚染常時監視 測定結果	県内測定局の速報値（現在空間放射線量率・大気汚染状況） 日報（1日の大気汚染状況の変化） 測定地点別月及び年平均値 大気汚染常時監視測定結果報告書 等
光化学スモッグ情報	光化学スモッグ注意報等発令状況 年度別光化学スモッグ注意報等発令状況 光化学スモッグ注意報が発令された場合の対策 防災メールの配信について 等

○表3-5-9 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値
大 気	年平均値 0.6 p g - T E Q / m ³ 以下であること
水 質 (河川水・地下水)	年平均値 1 p g - T E Q / L 以下であること
水底の底質	150 p g - T E Q / g 以下であること
土 壌	1,000 p g - T E Q / g 以下であること

○表 3－5－11 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設数
(令和 8 (2026) 年 3 月 31 日現在)

① 大気基準適用施設

種 類 ・ 施 設 規 模		施 設 数		
		県	宇都宮市	計
製鋼用電気炉		2	1	3
アルミニウム合金製造施設		44	0	44
廃棄物焼却炉	4t/h以上	11	4	15
	2t/h以上4t/h未満	34	4	38
	2t/h未満	91	7	98
施 設 合 計		182	16	198
工場・事業場数		106	10	116

② 水質基準適用施設

施 設 の 種 類	施 設 数		
	県	宇都宮市	計
カーバイト法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	1	0	1
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉等の廃ガス洗浄施設と湿式集じん施設	3	0	3
廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び当該廃棄物焼却炉の灰の貯留施設	15	13	28
廃 P C B 等又は P C B 処理物の分解施設及び P C B 汚染物又は P C B 処理物の洗浄施設及び分離施設	0	0	0
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設と湿式集じん施設	3	0	3
下水道終末処理施設	4	1	5
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設（共同排水処理施設）	0	0	0
施 設 合 計	26	14	40
工場・事業場数	17	5	22

○図 3－5－10 溶融スラグ等の一時保管施設（那須塩原市黒磯水処理センター）



飛散防止大型テント（下水道敷地）



溶融スラグ等の保管（テント内部）

○表 3－5－19 県内市町の景観法の施行状況（令和 7（2025）年 4 月 1 日現在）

市町名	景観行政団体 となった日	景観計画 策定日	景観計画 施行日
宇都宮市	16(2004).12.17 (中核市)	19(2007).9.28	20(2008).1.1
日光市	17(2005).1.16	20(2008).4.1	20(2008).8.1
小山市	17(2005).10.4	19(2007).10.25	20(2008).4.1
那須町	17(2005).12.20	20(2008).3.6	20(2008).4.1
足利市	20(2008).3.1	21(2009).12.24	22(2010).10.1
高根沢町	20(2008).3.31	23(2011).8.23	24(2012).4.1
那須塩原市	20(2008).4.1	21(2009).4.1	22(2010).4.1
佐野市	21(2009).3.31	23(2011).11.22	24(2012).4.1
鹿沼市	23(2011).7.1	26(2014).7.31	27(2015).4.1
栃木市	24(2012).4.1	26(2014).10.30	27(2015).4.1
さくら市	26(2014).4.1	29(2017).4.5	30(2018).4.1
真岡市	30(2018).4.1	R1(2019).11.1	R2(2020).4.1
下野市	31(2019).4.1	R4(2022).2.1	R4(2022).7.1
矢板市	R2(2020).4.1	R4(2022).11.1	R5(2023).4.1
市貝町	R3(2021).4.1	R5(2023).11.1	R6(2024).4.1

○表 3－5－20 とちぎふるさと街道景観里親団体一覧

団 体 名 称	認定年月日	活 動 区 域	活 動 内 容
那須町立高久小学校児童会	H13(2001).11.27	那須街道	苗木の手入れ、街道沿いの清掃等
那須町田代自治公民館	H15(2003).3.12	那須街道	街道沿線にある花壇の手入れ等
那須高原クロスロード振興会	H19(2007).10.17	那須街道等	下草刈り、清掃等
那須Eーとも	H19(2007).12.12	那須街道	下草刈り、清掃等
那須の道を美しくする 100人の会	H20(2008).7.11	那須街道	下草刈り、清掃等
湯本地区地域づくり委員会	H24(2012).4.18	那須街道	下草刈り、清掃等
那須町商工会那須高原支部	H30(2018).3.22	那須街道	下草刈り、清掃等